

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県中部総合事務所電話交換設備保守点検業務 一式

(2) 業務内容

鳥取県中部総合事務所に設置している電話交換設備が正常に作動するよう、保守点検及び故障時等の緊急対応を行う。

(3) 業務の仕様

別添「鳥取県中部総合事務所電話交換設備保守点検業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務の履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 業務の履行場所

鳥取県倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月24日（水）正午までに5の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に5の（2）の場所に必ず連絡すること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有する者であること。ただし、本店所在

地が鳥取県外である者については、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している場合に限る。

- (6) 平成27年度以降に、国、地方公共団体又はその他の法人が発注した電話交換設備保守点検業務を、1年以上継続して履行した実績（見込みを含む。）を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所地域振興局総務室

4 配布資料

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (3) 質問書（様式第2号）
- (4) 電話交換設備保守点検業務受注実績表（様式第3号）
- (5) 委任状（様式第4号）
- (6) 入札書（様式第5号）

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札の手続に関する問合せ先
〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地
鳥取県中部総合事務所地域振興局総務室
電話 0858-23-3988
ファクシミリ 0858-23-3425
電子メールアドレス chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県庶務集中局物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書等の交付
本件調達公告日から平成30年1月29日（月）までの間にインターネット上のホームページ（鳥取県中部総合事務所地域振興局ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-shinkou/>））から入手するものとする。また、これにより難しい者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び時間
本件調達公告日から平成30年1月29日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札
認めない。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年2月20日（火）午後1時30分

イ 開札日時

即時開札

ウ 場所

鳥取県倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所 入札室（1号館B棟1階）

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を（3）の提出先に電子メールにより提出することとし、原則として、訪問、電話及びファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールの件名には必ず、「鳥取県中部総合事務所電話交換設備保守点検業務に係る質問」と記すこととし、当該件名が記されていないものについては回答しないものとする。

(2) 受付期限

平成30年1月31日（水）午後5時

(3) 提出先

電子メールアドレス chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(4) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、平成30年2月5日（月）までにインターネット上のホームページ（鳥取県中部総合事務所地域振興局ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-shinkou/>））によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、8の事前提出書類を5の（1）の場所に平成30年2月7日（水）午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出書類は返却しない。また、入札参加者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8 事前提出書類

事前提出書類は次のとおりとし、提出部数は各1部、その規格はA4版とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐していることを証するもの（ただし、本店所在地が鳥取県外である者で、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している者に係る年間委任状（入札に関する権限を含むこと。）を提出していない者に限る。）
- (3) 平成27年度以降に、国、地方公共団体又はその他の法人が発注した電話交換設備保守点検業務を1年以上継続して履行した実績（見込みを含む。）を示す資料（様式第3号）

9 入札参加資格の審査について

- (1) 7の(1)により提出のあった事前提出書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成30年2月9日(金)までにファクシミリで通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県中部総合事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成30年2月14日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県中部総合事務所長は、説明を求めた者に対して平成30年2月16日(金)までに書面により回答する。

10 入札方法及び注意事項

- (1) 入札は、紙面による入札により行うものであること。
- (2) 入札書について
 - ア 入札書(様式第5号)を使用すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、業務の履行期間(平成30年4月1日から平成33年3月31日まで)の総額を見積もった額とすること。
 - ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (4) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (5) 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第4号)を提出しなければならない。なお、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (8) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県中部総合事務所長 広田 一恭」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする(初度入札を含めて3回とする。)
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (12) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があったとき、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

11 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札
- (9) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (10) 郵便等による入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

1.2 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

なお、落札価格と同額の入札者が複数あるときは、くじによって落札者を決定する。

1.3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.4 契約書作成の要否

要

1.5 手続における交渉の有無

無

1.6 合意管轄裁判所

業務に関する訴えについては、鳥取県倉吉市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

1.7 落札者の提出書類

- (1) 落札者が免税事業者であるときは、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

- (2) 落札者が13の(2)により契約保証金の免除に該当するときは、契約保証金の免除に該当することを証明する書類を提出すること。

1.8 契約関係留意事項

- (1) 委託料の請求については、委託料1か月分(契約金額の36分の1相当)を当該月の翌月に請求できる。
- (2) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出書類の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (3) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは、鳥取県中部総合事務所長(以下「委託者」という。)はこの契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った者(ア)暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等させること。
- (4) 権利義務の譲渡の禁止
- 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させることができない。
- (5) 再委託の禁止
- 受託者は、この契約の履行を、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (6) 守秘義務
- ア 受託者は、業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- イ 委託者及び受託者は、本業務の履行により取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとする。